

経典から差別の現実を学ぶということ

僧研参考資料『み教えと差別の現実』の視点から

岩本智依

中央仏教学院講師

1、はじめに

2018年から僧侶研修会の課題として「経典から学ぶ差別の現実」が加わりました。この経緯については2018年9月号の『宗報』に小笠原正仁さんが詳しく言及されていますが、この課題は差別の現実について経典を通して学ぶことを目的としています。

この課題を学ぶための参考資料として作成されたのが2019年1月に発行さ

れた『み教えと差別の現実』です。この冊子は「経典を読む視点」と、その視点に基づいて「具体的な経典の記述から差別の現実をどう読むのか」という二つによって構成されており、前者については「随順仏語」と「順彼仏願」の二つの視点が私たち念仏者にとっての経典拝読の基本姿勢であることを、前号の『宗報』に満井秀城さんが書かれています。今稿では後者について僧研の課題に挙げられている「旃陀羅」「女人往生」という今日の人権感覚において、差別であ

ると指摘のある用語について、経典拝読の姿勢から「経典における用語を通して差別問題を学ぶ」ということを具体的に考えていきたいと思います。

2、旃陀羅について

(1)

「旃陀羅」とは梵語の「チャンドーラ」の音訳で、釈尊が在世された古代インドのカースト制度の中で、バラモン、クシヤトリヤ、ヴァイシユヤ、シユードラの

▶執筆者プロフィール



岩本智依
いわもと ちえ

1979年生まれ
2005年 関西大学大学院法学研究科博士課程前期公法学専攻修了
2009年 同和教育振興会研究員（～現在に至る）
2010年 中央仏教学院講師（～現在に至る）
奈良教区男女共同参画委員会委員（～現在に至る）
2015年 兵庫大学非常勤講師（～現在に至る）
論文：「性差別と御同朋の教学」奈良人権部落解放研究所紀要 第32号
「能にみる中世の女人往生思想」同和教育論究 第33号
「女人垢穢思想と専修念仏」中央仏教学院紀要 第25号
「セクシャル・マイノリティと御同朋の教学」同和教育論究 第37号 他
著作：「念仏者と性」—和讃から考えるセクシャル・マイノリティと女人往生—（同和教育振興会）

四姓といわれた身分のさらにその外、最下層として置かれた身分をさす言葉です。この「チャンダーラ＝梅陀羅」という人たちは釈尊が法を説かれた当時の日常に存在しており、当然に經典類の中にも何度か登場してきます。

さてこの「梅陀羅」という身分は古代インド特有のものでしたが、經典がインドから中国そして日本へと伝搬する過程で、音訳や意識を通してその存在がそれ

ぞれの地域の中で解釈されていきました。「旃陀羅」と「梅陀羅」の表記についてや、中国や日本における「梅陀羅」の受容については『同和教育論究 第40号』「観經旃陀羅考」という直海玄哲さん執筆の論文に詳しく書かれています。しかしその解釈において「チャンダーラ」とそれぞれの地域の被差別民を不当に同一視し、また自分たちの差別を正当化する行為が少なからず行われてきました。

私たちの浄土真宗においても宗祖親鸞

聖人が『浄土和讃』の中で

耆婆・月光ねんごろに

是旃陀羅とはぢしめて

不宜住此と奏してぞ

閻王の逆心いさめける

と「旃陀羅」という言葉を使い『観無量寿經』の一場面について言及されており、このご和讃の「梅陀羅」について

僧侶の差別的な発言や記述が多く行われてきました（『註釈版聖典』の補註9「旃陀羅」参照）。そのため、このご和

讃について「これは差別的な意図をもつて書かれた和讃ではないのか」という指摘が何度も行われていました。このことから「經典から差別の現実を学ぶ」とは、まず「私たちが經典を利用して差別し、そして差別を正当化してきた事実を学ぶ」ということでなければなりません。

しかし一方で、このご和讃を本当に宗祖は差別的な意図で書かれたのでしょうか、そうではなくて親鸞聖人が書かれた

意義を理解しようとせず、僧侶が本来とは違う趣旨すなわち差別に利用するために利己的に聖典を読んできたのでしょうか。

(2)

この「耆婆・月光ねんごろに」のご和讃は『観無量寿経』の「発起序」にある、母である韋提希を殺そうとする阿闍世王に対して耆婆と月光の二人の大臣が王いまこの殺逆の事をなさば、刹利種を汚さん。臣聞くに忍びず。これ梅陀羅なり。

とこれを諫めた場面について言及されたものです。刹利種とは先述にあるカーストの制度のクシャトリヤすなわち阿闍世や二人の大臣が属している階層のことであり、「今王さまが母君を殺害なさるなら、それは王族の家柄を汚すものです。私もはとうてい聞くに忍びません。このようなことは梅陀羅のすることです」と言って阿闍世の母親殺しを止めています。実際にこの発言によって阿闍世は母

親の殺害を思いとどまり、塔に幽閉をするところから『観無量寿経』という經典は始まっていきます。

この二人の大臣の発言には「梅陀羅(チャンダラ)は人にあるまじき非道な行いをするものだ」という差別觀念があります。また「こんなことをするのは梅陀羅と同じだ」という趣旨で「梅陀羅」という言葉を使うことは非常に差別的です。そういった意味でこの当該部分の発言は間違いなく差別的な発言であり、「梅陀羅」は差別語であるといえます。

こういった問題において「現代的な人権感覚では差別語であっても古代インドという時代性による発言だから仕方がない」という趣旨のことを言う人がいます。經典を「法」として生きるより所として捉える私たち念仏者にとっては「時代性」は何の理由にもなりません。なぜならば、經典に時代性があるということでは「法」は普遍的なより所ではないということになるからです。釈尊が入滅の際に「自灯明 法灯明」の言葉を遺し

てくださったっていることの意義を私たちは確認しなければなりません。

さて、ではこの二人の大臣の差別発言はなぜ經典に含まれているのでしょうか。そのことを教えてくださったっているのが親鸞聖人です。親鸞聖人は「浄土和讃」において『観無量寿経』に関わるご和讃を九首詠まれています。その中でこの「耆婆・月光ねんごろに」の和讃を含め四首が「発起序」と呼ばれる、この『観無量寿経』が説かれるに至った経緯、すなわち阿闍世がなぜ母を殺そうとしたのか、その行為の中で彼はどうしたのか、そしてその結果どうなったのかというところについて書かれたものです。実に半数近くを割き、大変丁寧に描いておられます。それほど親鸞聖人にとって、『観無量寿経』に関わる人たちが実際にどのように生きたのか、というこれらの部分は大切だったのです。

先ほど述べましたが、二人の大臣から「このようなことは梅陀羅のすることです」と差別的な論調で脅された阿闍世

は、母の韋提希の殺害を思いとどまりま
す。しかし「旃陀羅」と言われることを
恐れ嫌ったこの阿闍世の行動は阿闍世に
も韋提希にもさらなる苦しみを与えま
す。

韋提希は『観無量寿経』の中でこの
後、阿弥陀さまのご本願に救われていき
ますが、そこに至るまでは息子によつて
塔に幽閉されたことによる、さらなる悲
しみと悩みなやに苦しんでいく様子が經典の
中に詳しく述べられています。

そして二人の大臣の「利利種を汚さ
ん」「これ梅陀羅なり」という発言を受
け、自らの差別意識のままに母を幽閉し
た阿闍世は、さらに長い間苦しみを悩んで
いくこととなります。この『観無量寿
経』の発起序では、被差別者はもちろん
差別者である阿闍世も苦しんでいく姿、
すなわち差別という行為は誰も救わない
ばかりか、差別者も被差別者も苦しんで
いくという差別の現実がはつきりと説か
れています。だからこそ親鸞聖人の
『教行信証』きょうぎょうしんしやうには、この時には救われ

なかつた阿闍世がいかに救われていくか
という『涅槃経』ねはんぎやうの当該部分が長く引
文されています。

このように『観無量寿経』という經典
に説かれている釈尊の言葉と釈尊の仏意ぶつゐ
に向き合われ（「随順仏語」、そしてそ
の言葉に込められている阿弥陀仏の仏意
をしつかりと受けとめて（「順彼仏願」、
そのことを同じお念仏をよるこぶ御同朋おんどうぼん
に、そして私たちに『浄土和讃』の中に
書き記してくださっているのです。

3、女人往生について

(1)

本来仏教のみ教えは、性別において救
いやさとりには違いはありません。しかし
仏教の歴史の中で古代インドのバラモン
教や中国そして日本などの女性に対する
社会的な差別観念に影響され、女性は
「往生できない劣った存在である（女性
劣機）」という本来の仏教とは違う教え
が説かれるようになります。

実際に、釈尊在世当時は仏教教団の中
に女性の出家者はたくさんいましたし、
さとりを開いた女性僧侶もいました。し
かし釈尊入滅後、部派仏教の諸派におい
て、本来はバラモン教の思想である「三
従しやう（女性は結婚前は父に、結婚後は夫に、
夫の死後は息子にそれぞれ従うべき）」や
「五障ごしやう（女性は梵天王ぼんてんのう、帝釈天たいしやくてん、魔王まおう、転
輪聖王りんじやうおう、仏になれない）」という性差別
的な教学が仏教の教えとして説かれるよ
うになります。一方でこれに対して大乘
仏教を伝える人たちは、仏教は女性の往
生を否定する教えでは無いことをさまざま
まな形で主張しました。その「往生でき
ない劣った存在」と説かれた女性が往生
することに言及された教説として注目さ
れたのが「変成男子へんじやうなんし」という考え方で
した。『無量寿経』むりやうじゆきやうの第三五願にはこ
の「変成男子」についての願が説かれて
います。また親鸞聖人もこの三五願につ
いて

弥陀みだの大悲だいひふかければ
仏智ぶつちの不思議ふしぎをあらはして

変成男子の願をたて
 女人成仏ちかひたり

というご和讃を詠んでおられます。これは文字通りだと「成仏できない女性をいったん男性に変じて往生させる」と読めますが、そのように読んでしまうと「女性が劣っている」という解釈になってしまったり、女性という性そのものを否定し排除するという新たな性差別を生むことになってしまいます。

仏教がこの「変成男子」の誤った解釈や理解を説くことで、社会に浸透していき、性差別の温存助長につながった歴史があります。実際に親鸞聖人の時代の仏教にはさまざまな性差別的な教学が広く説かれていましたし、また現代に至るまで仏教界に多くの性差別が残っていることも事実です。

(2)

しかし本来の仏教には救いやさとりに性別による差異はありません。そしてそのことを經典を通して私たちに教えてく

ださっているのが親鸞聖人です。

先ほどの「梅陀羅」の項では阿闍世について述べましたが、『観無量寿経』の本来の主人公である韋提希は性差別の現実に苦しんだ女性です。そもそもなぜ韋提希が阿闍世に殺されそうになったかというところ、夫である頻婆娑羅王を息子の阿闍世が殺そうとした時に、韋提希が阿闍世の邪魔をしたからです。先述の「三従」は釈尊在世当時のインドの価値観であり、韋提希たちはこれらの社会意識の中で生きています。ですから父から王位を奪った阿闍世にとっては母たる韋提希は自分に従って当然だと考えているにもかかわらず、韋提希がその命に背いたことで罰しようとしているといえます。実際に耆婆・月光の二人の大臣も阿闍世が母を殺すことは止めても罰することそのものは止めていません。つまり韋提希はまさに性差別の現実の中で、差別に苦しむ被差別者でした。

『観無量寿経』という經典はその被差別者である韋提希が釈尊の説かれるみ教

えに出あい人間の尊厳にめぐみ、主体性をとり戻し差別から解放されていく様子が生き生きと描かれた經典です。

親鸞聖人はそのことを『浄土和讃』の『観無量寿経』についての和讃の冒頭で

恩徳広大釈迦如来

韋提夫人に勅してぞ

光台現国のそのなかに

安楽世界をえらばしむ

と讃えておられます。この『観無量寿経』という經典には「女性が劣っていない」という「三従」も「女性は仏になれない」という「五障」もありません。性差別の差別の現実を苦しむ実際の女性のみ教えに出あって、差別を克服していく（救われていく）仏意を親鸞聖人はこの經典から読み解かれ、そしてそれは実際に親鸞聖人の周囲の性差別に苦しむ人々への救済と見ていかれました。そこに「罪深く往生できない女性」という視点はありません。

4、おわりに

親鸞聖人は阿闍世や韋提希など『観無量寿経』の登場人物について、その社会で差別をし、差別をされるという苦しみの中で生き、み教えに差別・被差別から解放され救われていった存在だと見ておられます。そのため経典の中には「梅陀羅」に関わる身分差別や「女人往生」という性差別、さらには『無量寿経』第四一願に関わるようないわゆる「根欠」といわれた障害者差別など、赤裸々な差別の現実が説かれています。しかし決してそれは差別を肯定するものではなく、全ての人を平等に救うという差別を否定する仏意を私たちに伝えてくださるものです。親鸞聖人は経典に説かれる阿闍世や韋提希に、また被差別民である「旃陀羅」に、自分自身と重ね、そして彼らの差別・被差別の現実を自らの問題として怒り、そして差別を克服する様子を通して、ご自分の生き方を問われました。

この経典に述べられている差別は、部落差別や性差別、また社会モデルや合理的配慮といった新たな課題を含めた障害者差別など、現代社会においても差別の現実として私たちが直面している問題です。

しかしこれらの親鸞聖人の経典と向き合われた姿勢を忘れた時に、私たちは経典の中に記されている差別語や差別表現を、単に「言葉」として読み、自らの差別の正当化に利用したりしてしまいません。本来は差別の現実の中に生きる私たちの生き方を問うているはずの経典を、差別を温存助長し差別に利用する「差別経典」にしてしまう、まさに親鸞聖人が経典と向き合われた「随順仏語」「順彼仏願」とは真逆の僧侶の姿であることを忘れてはいけません。

先月号に続き今月号も「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 人権啓発推進僧侶研修会の研修課題②(「み教えと差別の現実」について)の参考資料『み教えと差別の現実』の内容をより理解していただけるよう、原稿掲載いたします。今月号は「参考資料作成委員会」の岩本智依委員に執筆いただきました。

社会部 (人権問題担当)